

# 村上市建設工事等電子入札実施要綱

平成21年6月1日

告示第 264 号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、村上市が発注する工事等に係る電子入札の実施について、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、電子入札に係る次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 電子入札システム

入札に係る事務処理を、インターネットを利用して行う情報処理のシステムをいう。

### (2) 電子入札

電子入札システムを使用して行う入札をいう。

### (3) 電子入札案件

電子入札システムにより入札及びこれに係る一連の手続を行う入札案件をいう。

### (4) ICカード

電子入札システムで利用する、電子入札コアシステムに対応した認証局が発行した電子証明書を格納したカードをいう。

### (5) 紙入札

入札参加の申込みや入札(見積)書を書面により提出する手続きをいう。

### (6) 事前審査型

一般競争入札等において、入札書の提出前に入札参加資格審査のために必要な資料等を添付して入札参加申請を行い、参加資格の確認後に入札書の提出を行う方式をいう。

### (7) 簡易事後審査型

一般競争入札等において、事前審査型と同様、入札書の提出前に入札参加資格審査のために必要な資料等を添付して入札参加申請を行い、入札後、落札候補者となった者について資格確認を行う方式をいう。

### (8) 事後審査型

一般競争入札等において、入札前に入札参加申請及び資格審査のために必要な資料の提出を行わず、入札後、落札候補者となった者に対して資格審査のために必要な資料等の提出を求める方式をいう。

### **(電子入札案件の対象範囲)**

第3条 この要綱において、対象とする電子入札案件は、市が発注する工事等のうち、契約ごとにあらかじめ電子入札を実施する旨を指定した案件とする。

### **(利用者登録)**

第4条 電子入札に参加しようとする者は、ICカードを使用して、電子入札システムによる利用者登録をしなければならない。

2 入札参加者等は、前項の規定により登録した事項について変更が生じた場合は、入札参加資格審査申請書記載事項変更届を提出するとともに、速やかに電子入札システムによる利用者登録の変更を行わなければならない。

### **(ICカード)**

第5条 ICカードの名義人は、村上市競争入札参加資格申請(以下「資格審査申請」という。)を行った代表者または、代表者から契約締結権限等の委任を受けた受任者とする。(以下「受任者」という。)

2 前項に定める以外の名義人で行った入札は無効とするものとする。

3 名義人の変更等の事由が生じた場合は、ICカードの発行元へ速やかに失効申請を行うとともに、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

### **(共同企業体に係るICカードの取扱い)**

第6条 経常共同企業体については、経常共同企業体用として利用者登録された、代表企業名義のICカードにより電子入札に参加するものとする。

2 特定共同企業体については、単体企業用として登録された、代表企業名義のICカードにより電子入札に参加するものとする。

### **(事前審査型における入札参加申請)**

第7条 事前審査型における一般競争入札等に参加しようとする者は、提出期限内に、電子入札システムにより入札参加申請書を提出するものとする。

2 入札に参加しようとする者は、入札参加資格の確認に必要な資料等(以下「資料等」という。)を、原則として、電子入札システムの添付機能により電子ファイルで提出するものとする。

3 資料等の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則として次に掲げる各号によるものとする。

- (1) Microsoft Word 形式で読み取りが可能なもの
- (2) Microsoft Excel 形式で読み取りが可能なもの
- (3) PDF ファイル Adobe Reader で読み取りが可能なもの
- (4) 画像ファイル JPEG 形式又はGIF 形式
- (5) その他特別に認めたファイル

4 資料等についてファイル圧縮をする場合には、ZIP 又はLZH 形式に限るものとし、自己解凍形式(exe 形式)は認めないものとする。

5 入札参加者は、次に掲げる各号に該当する場合、第2項の規定にかかわらず、書面により資料等を提出するものとする。この場合、必ず資料一式を提出するものとし、電子ファイルによる提出との併用は認めないものとする。

(1) 電子ファイルで提出する資料の容量が3MBを超える場合

(2) 告示・入札説明書等において別途指定がある場合

(3) その他、市長が特に必要と認める場合

6 前項の場合、入札参加者は、電子入札様式1により、書面により資料を提出する旨を記載した電子ファイルを作成し、第1項に定める参加申請書の提出にあたり、必ず添付するものとする。

#### **(参加資格審査結果通知)**

第8条 前条第1項の定めにより参加申請書を提出した者に対する入札参加資格の有無に関する確認通知は、電子入札システムにより送信するものとする。ただし、紙入札により参加した者があるとき等、これによることができない場合は、別途通知するものとする。

#### **(簡易事後審査型、事後審査型における入札参加申請)**

第9条 一般競争入札等において、簡易事後審査型入札に参加しようとする者、または、事後審査型入札において落札候補者となった者は、次の各号により、入札参加申請書または資格審査のために必要な資料等を提出期限までに電子入札システムより提出しなければならない。

(1) 簡易事後審査型は、事前審査型と同様、入札書提出前に入札参加資格審査のために必要な資料等を添付して入札参加申請書を期限までに提出しなければならない。

(2) 事後審査型は、入札前に入札参加申請書及び資格審査のために必要な資料等の提出を行わず、入札後、落札候補者となった者は、資格審査のために必要な資料等を期限までに提出しなければならない。

#### **(指名競争入札等の指名通知等)**

第10条 指名競争入札等に係る電子入札参加者への指名通知等は、電子入札システムにより送信するものとする。

#### **(電子入札の入札期間)**

第11条 電子入札の入札期間は1日以上設けるものとする。

#### **(電子入札案件に対する質問等)**

第12条 電子入札案件に対する質問、回答は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、市長が特に認めた電子入札案件については、この限りでない。

#### **(入札書の提出)**

第13条 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出するものとする。

2 電子入札システムにより一旦提出された入札書は、書き換え、引き換え及び撤回

を認めないものとする。

#### (紙入札との併用)

第14条 第8条(入札参加申請等)及び前条(入札書の提出)の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、市長が特に認める電子入札案件として、提出期限までに書面による入札参加申請書及び資料等、入札書、積算内訳書、(以下「入札書等」という。)を受領することができる。この場合、紙入札による参加を希望する者は、電子入札様式2の紙入札参加届出書を提出しなければならない。

- (1) 指名競争入札において、電子入札システムへの利用登録をしていないにもかかわらず指名を受け、かつ、ICカードを取得していないために村上市の電子入札システムへの利用者登録をただちに行えない場合
- (2) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再発行の申請をしている場合
- (3) 企業名、代表者等の変更により、ICカードの再取得の申請をし、準備中の場合
- (4) 電子入札参加者の使用する電子計算機(パソコン)が故障した場合
- (5) (1)から(4)までの場合のほか、入札に参加する者にやむを得ない事由があり、かつ、入札手続きに支障がないと入札執行者が認めた場合

2 紙入札による参加を希望する者は、書面による入札書(電子入札様式3)を作成するものとする。

3 書面による入札書及び積算内訳書は、「(工事等の名称)入札書および積算内訳書在中」と記載した封筒に入れて封印し、入札者の氏名(法人の場合は名称又は商号)を記入押印していなければ、受領することができない。

#### (積算内訳書の提出)

第15条 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出するにあたり積算内訳書を電子ファイルにより添付するものとする。積算内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、第7条第3項の定めによるものとする。

2 一旦提出された積算内訳書は、書き換え、引き換え及び撤回を認めないものとする。

#### (入札の辞退等)

第16条 入札参加者は、入札参加資格審査結果通知書又は指名(見積)通知受理後に当該入札を辞退するときは、入札書受付締切り日時までに、原則として電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。なお、一旦提出された辞退届等については、取消及び撤回は認めないものとする。

また、紙入札参加届出を行った後に辞退することとなった場合または電子入札システムにより入札書の提出を行った後に辞退をしなくならなかった場合において、開札日時の30分前までに辞退申請書(電子入札様式4)を提出し、入札執行

者が認めた場合は辞退できるものとする。

#### (開札)

第17条 市の入札執行者(課長又は課長が指名する係長等による。以下「入札執行者」という。)は、案件ごとにあらかじめ定めた日時及び場所において、開札前に予定価格調書を開披し、電子入札システムを操作して入札書比較価格を登録した上で、開札を行うものとする。

- 2 再度の入札を行う場合は、原則、当初の開札時刻から1時間以内に行うものとする。
- 3 前項により再度の入札を決定したときは、電子入札システムにより当該入札者に通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者があるとき等これによることができない場合は、別途通知するものとする。

#### (紙入札と併用した電子入札の開札)

第18条 入札執行者は、紙入札と併用した電子入札案件を開札する場合は、あらかじめ紙入札として、正当に受領した入札書に記載された金額及び3桁のくじ番号を電子入札システムに登録したのち、前条の定めにしたがって開札するものとする。

- 2 紙入札により入札に参加した者であって、くじ番号を入札書に記載しなかった者のくじ番号は、「000(ゼロゼロゼロ)」を選択したものとする。

#### (落札者等の決定)

第19条 入札執行者は、開札の結果、落札者及び落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者があるとき等これによることができない場合は、別途通知するものとする。

- 2 落札者及び落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムのくじ機能により落札者及び落札候補者を決定する。

#### (落札決定の保留)

第20条 事後審査型において落札候補者の資格審査をするとき等必要がある場合は、落札決定を保留するものとする。この場合、入札執行者は、落札決定の保留について、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者があるとき等、これによることができない場合は、別途通知するものとする。

- 2 落札決定を保留したのちに落札者を決定したときは、前条第1項の規定によるものとする。

#### (随意契約)

第21条 随意契約を行う場合は、電子入札システムを利用して見積書を徴することができる。

- 2 前項の場合、第10条から第14条第1項、第16条、第17条及び第19条第1項の規定を準用する。この場合において、各規定中「入札」とあるのは「見積」と、「入札書」

とあるのは「見積書」と読み替えるものとする。

**(委任)**

第22条 この要綱に定めるもののほか、村上市が実施する電子入札に関する手続及び運用に関して必要となる事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

添付資料等持参提出申出書

年 月 日

(申出人)

業者番号

住 所

商号又は名称

代表者氏名

TEL:

FAX:

調達案件番号		
案件名(工事名)		
持参提出理由	<input type="checkbox"/> 添付電子ファイルの容量が3MBを超えるため	
	<input type="checkbox"/> 機器障害等のため	
	<input type="checkbox"/> 資料が紙媒体で、電子ファイルの作成が困難であるため	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )のため	
持参提出書類名	<input type="checkbox"/> 入札参加申請書等の添付書類	
	<input type="checkbox"/> その他	
持参予定年月日	年	月 日

※注意事項

- 1 持参提出理由は、チェックボックスをチェック(☑)すること。また、その他をチェックした場合は、その理由を記入すること。
- 2 持参提出書類名は、該当書類のチェックボックスをチェック(☑)すること。また、その他をチェック(☑)した場合は、その書類名を記入すること。
- 3 申出人は、村上市競争入札参加資格を有する者であること。

紙入札参加届出書

年 月 日

村上市長 様

(届出人)

業者番号

住 所

商号又は名称

代表者氏名

TEL:

FAX:

下記の理由により、村上市電子入札システムによる入札が困難なため、紙入札による参加を届け出ます。

記

1 調達案件番号及び工事（業務）名 \_\_\_\_\_

2 入札の告示又は指名通知の日 年 月 日

3 電子入札システムによる入札が困難な理由

理 由	<input type="checkbox"/> ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の 手続中のため
	<input type="checkbox"/> 企業名、代表者等の変更により、ICカードを再取得中のため
	<input type="checkbox"/> 電子入札に使用する電子計算機（パソコン）が故障したため
	<input type="checkbox"/> その他（理由を記入してください） ( )

注意

- 1 この届出書は、電子入札案件において電子入札システムで参加できない場合に持参により提出してください。
- 2 届出人は、村上市競争入札参加資格を有し、かつ契約締結権限を有する者です。

電子入札様式3

# 入札書

入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円

調達案件番号

調達案件名称

くじ番号

--	--	--

上記の金額で請負い(受託し)たいので、仕様書、設計図書、その他の書類、現場等を熟覧うえ、村上市財務規則を遵守し、入札します。

年 月 日

村上市長 様

(入札者)

住所

氏名

Ⓜ

(代理人)

氏名

Ⓜ

・ 電子入札案件において、紙入札により参加する場合は、別に定める場合を除き、必ずこの様式を用いること。

・ 必ず「くじ番号」を数字3ケタで記入すること。

## 辞 退 申 請 書

年 月 日

村上市長 様

(届出人)

業者番号

住 所

商号又は名称

代表者氏名

TEL:

FAX:

下記により、村上市電子入札システムによる入札を辞退したいので、村上市建設工事等電子入札実施要綱第16条の規定により申請します。

### 記

- 1 調達案件番号及び工事（業務）名 \_\_\_\_\_
- 2 入（開）札日時 年 月 日 時 分
- 3 辞退の理由

### 注意

辞退しなければならない理由がわかる書類（他案件の落札決定通知書等）を添付してください。